

自然環境局自然環境整備担当参事官室
自然環境計画課
野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

国立・国定公園等の整備を推進し、自然と共生する地域づくりを更に進める。

国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業並びに国民公園等の整備について、直轄事業により着実に実施する。特に、国立公園の主要な入口における情報提供、集団施設地区の景観形成及び登山道整備等について、目標年次を設定した上で重点的に推進する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正を踏まえ、国指定鳥獣保護区の自然再生事業を新たに直轄事業として実施する。

自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画

(1) 国立公園の直轄事業（保護上及び利用上重要な公園事業）

国立公園の主要な入口において、国立公園に関する情報提供を行うための整備を関係機関の協力を得て実施。

山岳地域の適正な利用を推進するための登山道整備（標識、洗掘箇所
の修復、植生復元等）、利用拠点の良好な景観を形成するための展望台
からの眺望の再生、標識の一斉更新等を重点的に実施。

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業を更に推進。

(2) 国指定鳥獣保護区の直轄事業

鳥獣の生息環境が悪化している生息地の保護を図るための自然再生事業を新たに国直轄で実施。

(3) 国民公園等の直轄整備

皇居外苑、新宿御苑等及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設整備を実施。

(4) 国定公園等の交付金事業（交付率：45%、交付先：都道府県）

国定公園事業

国指定鳥獣保護区における自然再生事業（既着手事業のみ）

長距離自然歩道整備事業（国立・国定公園区域外）

3. 施策の効果

国立・国定公園、国指定鳥獣保護区等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備の推進。

自然公園等事業

整備の目的



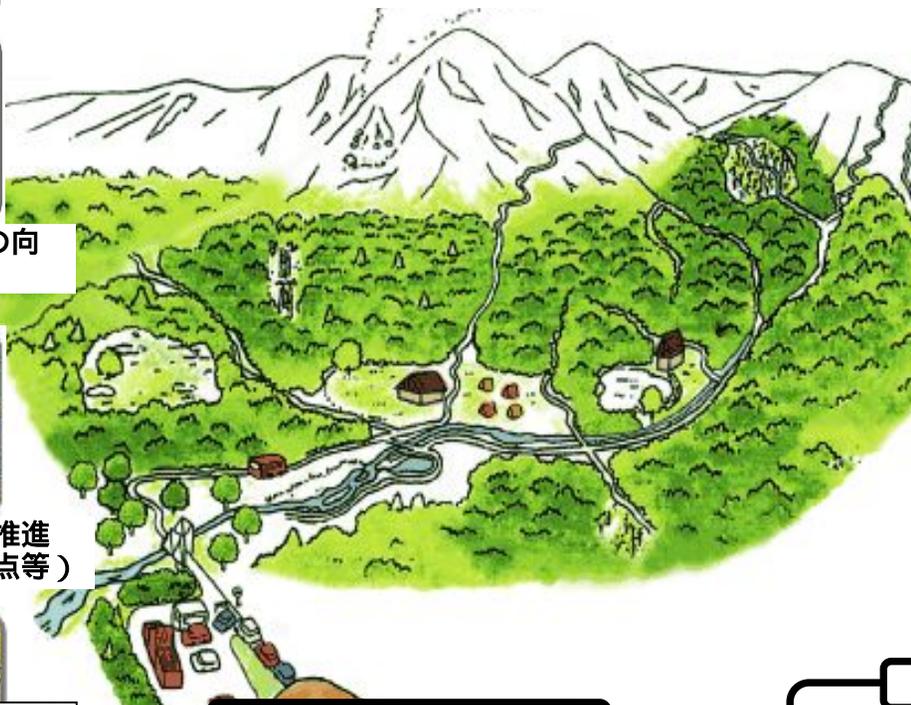
利用の安全性・快適性の向上



環境教育・環境学習の推進
(自然観察路、観察拠点等)



地球温暖化防止に資する整備



重点事業

登山道整備



植生保護措置
(頂上などの登山者集中地区)



木道整備と植生復元 洗掘箇所修復

集団施設地区の景観形成



デザインを統一した
標識の整備



町並み景観に溶け込むような施設整備

エントランス整備



情報提供施設の整備



入口標識の整備

自然再生事業

